

第9期熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (くまもと はつらつプラン) の策定について

【高齢福祉課・介護保険課・介護事業指導課】

1 概要（策定の根拠）

老人福祉法第20条の8第1項に定める「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条第1項に定める「市町村介護保険事業計画」の2つの計画に、高齢者の健康づくりなどの保健事業も加え、「くまもと はつらつプラン」として一体的に策定するもの。

2 計画期間

令和6年度から令和8年度まで

3 主な内容（ポイント）

【第9期計画の策定方針】

- ①効果的な健康づくりや介護予防の取組み
- ②高齢者の活躍の場の拡充に向けた取組み
- ③「介護」や「認知症」に対する理解促進・普及啓発
- ④地域共生社会の実現を見据えた医療・介護・福祉等の連携強化
- ⑤介護人材の確保や介護の質の向上に向けた取組み
- ⑥介護サービスニーズや人口ビジョン等を踏まえたサービス提供体制の整備

4 策定の進め方

学識者・関係団体・市民公募委員等で構成した策定委員会を設置し、計画の記載内容等についてご審議いただくほか、パブリックコメントの実施や市民説明会の開催など広く意見を聴取する機会を設ける。

5 スケジュール

5月 策定委員会の設置

策定委員会（4回程度）、専門委員会（3回程度）開催

1 1 月 計画素案の確定

1 2 月 議会報告（計画素案）、パブリックコメント

1 月 市民説明会

2 月 議会報告（計画案、パブコメ結果等）、介護保険条例（保険料分）改正案上程

3 月 計画策定

6 策定委員会の開催状況

（1）第1回策定委員会

○日時：令和5年5月24日（水）

○内容：・第9期くまもと はつらつプラン策定方針について
・サービス量の見込みに関する専門委員会の設置について

（2）第1回サービス量の見込みに関する専門委員会

○日時：令和5年6月5日（月）

○内容：・サービス量見込みの前提及び意義について
・第8期の基盤整備の現状と第9期の考え方について